

## 錦江町農業委員会 9月定例会会議録

○ 開催日時 令和2年9月25日(金) 午後3時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 出席委員(農業委員13人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席委員

委員5番 鳥越委員

農地利用最適化推進委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木 まり子・山下 知幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第23号	農地法第3条許可申請について
議案第24号	農地法第4条許可申請について
議案第25号	農地法第5条許可申請について
議案第26号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について
議案第27号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

第4 協議事項

(1) あっせん申し出について

(2) 10月定例総会について

10月 日 ( )

(3) その他

○事務局長	皆様姿勢を正してください。一同礼。それではただいまから令和2年度9月の定例総会を開催したいと思います。憲章朗読を、3番の徳永委員、よろしくをお願いします。
○徳永委員	農業委員会憲章、私たち農業委員会は農業、農村を守り、その健全な発展に寄与するため法令遵守と高い倫理感を持ち、農業委員と農地利用最適化推進員が一体となって以下の憲章を遵守することを誓います。一つ、農業委員会は農業農村の代表として、食料農業農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼にこたえます。一つ、農業委員会は食料の自給率と自給力を維持、向上させるため適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。一つ、農業委員会は農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進に努めます。一つ、農業委員会は認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成確保と経営支援を評価し、農業農村の持続的発展に努めます。一つ、農業委員会は暮らしと経営に役立つ情報の収集、提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。終わります。
○事務局長	ありがとうございました。次に会長の挨拶をお願いします。
○会長	皆さんこんにちは。昨日の雨も止んで今日はすっかり晴れましてすがすがしい天気になっております。先ほど、御覧になったと思いますが、制服は届いておりますので、これに、また錦江町農業委員会という名称を入れて、この次に配布ができるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただいまより、令和2年9月、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。鳥越委員が欠席をされておりますが、錦江町農業委員会、会議規則第8条の規定による、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会、規則第23条第2項の規定による、本日の会議録署名委員に4番毛下委員と6番元丸委員にお願いいたします。次に、「会務報告について」を議題とします。事務局からの説明と報告をお願いいたします。
○事務局長	それでは、会務報告をさせていただきます。1ページを御覧いただきたいと思ひます。9月10日でございますが、農地情報公開システム操作説明会に参加出席しております。同日ですけれども議会の初日でございます。続いて11日、決算審査特別委員会が開催されております。16日、農業会議巡回訪問を受けております。18日、現地調査を行っております。4条と5条並びに通信事業についての現地調査でございました。25日本日ですけれども定例総会となっております。10月1日ですけれども、農業者年金加入推進特別研修会がございますので出席いただきたいと思ひます。これは出席者がもう決まっておりますので後で出席される方については、連絡したいと思ひます。続いて10月2日ですけれども、農地転用の許可制度実務担当者研修会が行われるところでございます。それから10月9

	<p>日ここに載せてありませんけれども、南大隅町と合同のですね、農業委員・最適化推進員の研修が、先月お知らせしたと思いますけれども、文化センターのほうで開催されます。期日が、今申し上げました10月9日、9時30分からになっておりますので、事前に文書も届いていると思いますのでそれも1回、読み返していただいて、全員出席していただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。会務報告は以上です。</p>
○会長	<p>ただいまの会務報告について。質問等はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。それでは付議事項に入ります。議案第23号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はいそれでは議案第23号について説明をさせていただきます。3ページを御覧いただきたいと思ひます。受付番号3番、譲渡人は、〇〇さん、瀬戸山自治会でございます。申請地につきましては大字城元字谷口の455番地、地目は田でございます。地積が171㎡となっております。譲受人につきましては〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。続いて受付番号4番、譲渡人が〇〇さん、京都の方でございます。申請に係る土地が、神川、大字神川字迫、地番が3,289の1、田で1,483㎡となっております。2筆目が、同じく、同字の3,289の3、地目が畑で地積が513㎡となっております。譲受人につきましては、〇〇でございます。事務局からは以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、調査報告を本釜委員、お願ひいたします。</p>
○本釜委員	<p>報告いたします。こちらの申請地は、〇〇さんの宅地に隣接しており、〇〇さんが高齢のため草払い等ができず荒れておりました。そこで〇〇さんが家庭菜園として〇〇さんとの売買契約が結ばれたところです。金額は〇〇円になります。以上です。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。続いて、徳永委員お願ひいたします。</p>
○徳永委員	<p>田んぼと畑ですが、これは農地外に該当する場所でしたので、直接、売買契約を結ぶことにしました。この二つの土地は〇〇さんの宅地と続いておりまして、宅地と一緒に含めて購入するという条件が成立したのでこの売買契約書を結んでおります。〇〇のほうは、ここに飼料を植えたりして励むという内容です。金額は〇〇円。宅地は別です。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。ただいま2人の委員から報告がありましたが、質疑ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第23号を採決します。お諮りします。議案第23号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>

○委員	無し
○会長	無し、と認めます。したがってまして議案第 23 号については原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 24 号「農地法第 4 条許可申請について」を議題とします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは 5 ページを御覧いただきたいと思います。受付番号は 4 番でございます。申請人につきましては、〇〇さん、南大隅町の方でございます。申請に係る土地が田代麓字釜牟田 436 の 4、現況は畑となっていたところです。地籍が 900 m <sup>2</sup> です。転用目的は、植林、山林にするということでございます。理由といたしましては、申請地は周囲が山林で生産性の低い農地のため杉を植えたいということで、追認ということでも既に植えてあるところでございます。場所等につきましては 6 ページから 8 ページを御覧いただければと思います。農地の区分ですけれども、農振地区内で農用地区域外となっているところでございます。ここに提案者のほうが抜けておりますけれども提案者は鍋委員ということでよろしく願いたいと思います。以上です。
○会長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。すいません、鍋委員の調査報告をお願いいたします。
○鍋委員	去る 9 月の 18 日午前 9 時半過ぎごろに、事務局 3 名と、貫見委員の 5 名で調査をいたしました。初めに場所ですが、8 ページの写真を見ていただきたいのですが、田代麓交差点から県道 68 号線を池田方面へ進みますと町営の釜牟田住宅があります。この住宅のちょうど、道路を挟んで反対側となります。今回の場所は、もともとは山林だったところです。申請者は〇〇さんですが、この方の父は元製材所をされていた方で〇〇さんという方で、材木の伐採後一部を菜園畑として開かれ利用されてきたところです。しかし、地籍調査時点で畑へと地目が変換され、今回最近の狸やイノシシの被害拡大や実質管理者の 90 歳近い〇〇さんの高齢化、また貸地として出せるような環境にないということから、再度植林をしたということです。現状視察の結果やむを得ないというような結論となりました、
○会長	ただいま、鍋委員のほうから報告がありましたが、質疑はありませんか。はい。
○徳永委員	杉などを植える転用申請する場合に、資金計画書なども同時に提出しなければなりませんか。
○事務局長	はい、そのとおりです。
○徳永委員	転用申請せずに植林したほうが早いというのものもあるかもしれませんね。
○事務局長	それを公にはできない部分でもありますので、我々農業委員会としては、あくまでも手順を踏んだ形で転用していただくということが、原則でございますので、そっちのほうが早いよという情報だけは、皆さん方は出さないようにしていただければと思います。

○事務局	<p>すいません、今資金計画書ということがありましたが、先に転用の許可をとっていただくことが前提なんです、追認でされる場合にも資金計画書を出していただきます。ただ、追加の資金が発生しないということで、始末書とあわせて、書類を作成していますのでどのみち書類はつくりま</p> <p>す。</p>
○会長	<p>この転用目的の中で、何年頃、植栽されたかというのわかりますか。</p>
○事務局長	<p>始末書の中ではですね、今から2年ぐらい前に農地法の許可を取らずに申請地に杉を植えてしまいましたとなっておりますので、植栽後、2年程度たっているということで、先ほど鍋委員のほうからも報告がありましたが、さほど気は大きくはまだなっていないとちょっと力の強い人であれば手で抜けそうな、状態の杉ではあります。</p>
○会長	<p>ほかにありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第24号を採決いたします。お諮りします。議案第24号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第24号については原案のとおり、許可することに決定しました。次に、議案第25号「農地法第5条許可申請について」を議題とします。説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はい。それでは10ページを御覧いただきたいと思います。まず、受付番号8番について説明をさせていただきます。申請人は〇〇並びに〇〇さんとなっております。申請に係る土地につきましては、田代麓字堀内3,489の1、地目は畑、地積が1,643㎡となっております。転用目的につきましては太陽光発電の設備となっております。その理由といたしましては、大阪府に拠点を置く事業所が、太陽光発電事業拡大による発電設備を設置するためです。続いて9番ですけれども、同じく〇〇、そして〇〇さんとなっております。申請に係る土地につきましては田代麓字中先3,484番地、地目が畑、地積が1,188㎡となっております。転用目的、転用理由は8番と同じでございます。続いて10番ですけれども、申請人は〇〇さん、〇〇さんとなっております。申請地につきましては、大字田代川原字川前の2筆でございます1筆目が4,088の1、2筆目が4,088の30ということで、いずれも地目は畑でございます。地籍は一筆目が3,703㎡。2筆目が1,259㎡となっております。転用目的につきましては、畜舎並びに堆肥舎を建設するとなっております。理由といたしましては、新たに畜産業を開始するため、申請地に畜舎・堆肥舎を建築したいということになっております。以上でございます。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、受付番号8番と9番について、鍋委員の報告をお願いいたします。</p>

○鍋委員	<p>それでは説明いたします。先ほどの4条申請と同じく9月18日、午前9時ごろに、事務局3名、貫見委員の5名で調査いたしました。太陽光発電施設のための転用許可願いです。場所は、国道448号線を走って、右手側に丸重建設及び嶋児重機さんの事務所があります。ここより、もう少し約100メートル進んだ先のところが今回の場所となります。字は違いますが、ほとんどくっついているような、状況です。2場所ともに、第2種農地であり、圃場も、端っこにあることから、特段問題はないと思います。ただ、発電施設への許可申請が降りても事業者の方の工事が長く放置されていたりする事例も見られまして、今回の圃場のすぐ近くは耕作されている状況等にあるため、害虫あるいは雑草等、環境汚染の発生が出ないように、さらに設備についても同じように留意されることをお願いしたいと思います。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。次に、受付番号10番について元丸委員の報告をお願いいたします。</p>
○元丸委員	<p>この物件は6月の定例総会で、〇〇さんより、用途区分変更の申請があったところです。今回、〇〇さんの娘婿であります〇〇さんが畜舎等の建設のため申請されたものです。前回も、報告いたしましたが、近くに人家もなく、他の農地にも迷惑をかけるような、場所ではありませんのでこの〇〇さんは、大崎町出身で、3年ぐらい前から田代のほうに、住んでおられます。お父さんにあたります、〇〇さんの畜産経営と一緒に、頑張っておりますのでその辺も心配ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。ただいま、2名の委員から報告ありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>質疑なしと認めます。これから議案第25号を採決いたします。お諮りします。議案第25号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第25号については原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による、農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、農業委員会に関する法律第31条の、議事参与の制限により、公平な審議を行うため、譲渡人譲受人の関係者である〇〇委員は退席をお願いいたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>それでは26ページを御覧いただきたいと思います。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画、所有権の移転でございます。受付番号は3番となっております。譲渡人は〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請の土地につきましては、田代麓字永山1,264の2、地目は畑でございます。地積が403㎡となっております。譲受人につきましては〇〇さ</p>

	ん、岩崎自治会の方でございます。説明は以上です。
○会長	ただいま事務局から説明がありましたが、鍋委員の報告をお願いいたします。
○鍋委員	説明をいたしますこの案件は、6月の定例会で斡旋に上がってきたものです。場所ですが、肝属南部で造成されました永山団地の中の一角にあります。国道448号線を役場支所前を通り、約1.5キロ先に、岩崎という自治会の集会場があり、ここが三叉路となっておりまして左手のほうへ四、五百メートルほど進んだところです。譲受人の〇〇さんは、最適化推進委員をされております。この圃場は昔から〇〇さんが耕作されており今回、相談しましたところ、価格次第では考えるということで、譲渡人の方と相談し成立したものです。〇〇さんは認定農業者であられ、米のほか園芸等手広く経営され何ら問題はないと思います。最後に売買価格はちょうど〇〇円であります。
○会長	ありがとうございました。ただいま鍋委員から報告がありましたが質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第26号を採決いたします。お諮りします。議案第26号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第26号については原案のとおり許可することに決定しました。ここで先ほど退席した〇〇委員の入室を認めます。次に議案第27号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題とします。ここでお諮りします。議案第27号については、資料のとおり、76筆の審議となっております。また委員の退席を求めなければならない案件もあることから、8回に分けて審議したいと思います。ご異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。それではまず、議案第27号のうち受付番号182番から200番までについて審議したいと思います。説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは、29ページを御覧いただきたいと思います。まず、受付番号182番でございますが、貸し人は〇〇さん、申請につきましては、馬場字南迫4,276の9、地目が畑、地積が1,690㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和2年10月1日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。新規の案件でございます。続いて受付番号183ですけれども、貸し人が〇〇さ



ん、笹原自治会の方でございます。申請地につきましては、馬場字南迫4,325の6、地目が畑で、地籍につきましては2,000㎡となっております。貸付に関しましては、令和2年10月1日から令和12年12月14日まで、小作料金は〇〇円、譲受人は〇〇さんとなっております。同じく新規です。続いて184番ですけれども、貸し人のほうは同じく、〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地につきましては、馬場字小田4,518の3、地目が畑で1,816㎡ということでございます。貸し付けに関しましては、令和2年10月1日から令和12年12月14日までで、小作料金が〇〇円、譲受人は〇〇さん、笹原自治会の方でございます。同じく新規案件でございます。続いて185番から188番でございますが、譲渡人のほうが、〇〇さん、南大隅町の方でございます。4筆ございますので申請地についてはお目通しいたいて、4筆合わせて合計の面積が5,603㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和2年10月1日から令和7年12月14日まででございます、小作料金は4筆合わせて〇〇円ということでございます。譲受人は〇〇さん、新規の案件でございます。続いて189番から191番でございますが、譲渡人が〇〇さん神川上自治会の方でございます。3筆ございますので詳細は御覧いただきまして、3筆合わせた合計が5,200㎡となっております。貸付に関しましては、令和2年9月25日から令和5年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっております。譲受人は〇〇さん、神川上の方でございます。30ページをごらんいただきたいと思います。192番から193番について説明をさせていただきます。譲渡人が〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。2筆ございますので詳細はごらんいただきまして2筆合わせて1,031㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和2年9月25日から令和5年12月14日まで、小作料金は〇〇円、譲受人は〇〇さんでございます。続いて194番ですけれども、譲渡人が〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。申請地につきましては神川字有村2,540番地、地目は畑で地積が1,071㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和2年9月25日から令和5年12月14日までとなっております、小作料金が〇〇円となっており、譲受人には〇〇さんでございます。続いて195番、譲渡人が〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。申請地につきましては、神川字有村2,549番地、地目が、田で地積が863㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年9月25日から令和5年12月14日までとなっております、小作料金が〇〇円となっております。譲受人は同じく〇〇さんでございます。続いて196番、譲渡人が〇〇さん、神川上自治会の方でございます。申請地につきましては、神川字北鶴2,667番地、地目が田で地積が1,721㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和2年9月25日から令和5年12月14日まで、小作料金は〇〇円、譲受人は〇〇さんでございます。続いて197

	<p>番、譲渡人は〇〇さん、鳥井戸自治会の方でございます。申請地につきましては、神川字塩濱田 3,141 の 13、地目が田でございます。地積につきましては 736 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 9 月 25 日から令和 5 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金は〇〇円、譲受人は、同じく〇〇さんでございます。続いて 198 番、譲渡人が〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。申請地につきましては、神川大字河崎 2,632 の 2、地目が田で、地籍が 580 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 9 月 25 日から令和 5 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金が〇〇円、譲受人は〇〇さんでございます。続いて 199 番、譲渡人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地につきましては、神川字河崎 2,636 の 1、地目は田で、地積が 1,091 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 9 月 25 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、譲受人は〇〇さんでございます。続いて 200 番、〇〇さんが譲渡人で、愛知県の方でございます。申請地につきましては、神川字河崎 2,626 の 1、地目は田で地積が 1,059 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 9 月 25 日から令和 5 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金は〇〇円、譲受人は〇〇さんとなっております。以上です。</p>
<p>○会長</p>	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。受付番号 182 番から 188 番について、鈴委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>○鈴委員</p>	<p>はい。この 182 番から 188 番について説明を申し上げます。〇〇さんと〇〇さんが借り人でございますが、2 人ともこの別紙にありますように甘藷を中心とした大規模の農業者でございます。2 人とも認定農業者でございます。非常に頑張っておられましてなんら問題はないと思います。なお、この貸付の年数が、182 番と 185 番から 188 番は、名義人がまだ台帳の名義が直っておりませんでしたので 5 年にしました。何ら問題はないと思いますが、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>○会長</p>	<p>ありがとうございました。続いて、受付番号 189 番から 200 番について徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>○徳永委員</p>	<p>受付番号 189 番から 200 番までの合計 11 筆ですが、これは、今まで、〇〇さんと、それぞれの貸し人が相対で契約していた内容です。これを高収益作物事業に応募するということから、改めて農業委員会を通じた利用権設定を結んだ物件です。小作料金 0 円は、今までどおり、使用貸借の扱い、金額の分は今までどおりの金額となっております。なお 194 番と 195 番これは端数が出ておりますが、これはご夫婦ですので二つ合わせて〇〇円というのを今まで契約しておりましたので、面積比で分けたという、1 枚になるように分けたという内容です。〇〇さんは、11 筆のほかにも、まだ、何枚か農業委員会を通じて利用権設定を結んでおられますが、ご夫婦</p>

	<p>でよく管理もされております。なんら問題ないというふうに思います。審議のほどお願いします。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。事務局の説明並びにあたりの担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>質疑なしと認めます。これから議案第 27 号のうち、受付番号 182 番から 200 番について採決いたします。お諮りします。議案第 27 号のうち、受付番号 182 番から 200 番については原案のとおり、決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 27 号のうち、受付番号 182 番から 200 番については、原案のとおり決定しました。次に、議案第 27 号のうち、受付番号 201 番から 207 番を審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はいそれでは先ほどの続きから、受付番号 201 番について説明をいたします。譲渡人は〇〇さん、木場自治会の方でございます。申請地につきましては、馬場字西ノ下 870 番地、地目は田で地積が 515 ㎡、貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましては御覧のように物納でございます。譲受人は〇〇さん、瀬戸山自治会の方でございます。続いて 202 番ですけれども、譲渡人が〇〇さん、瀬戸口自治会の方でございます。申請地につきましては、田代川原字花瀬 4,121 の 2、地目は田で地積が 4,971 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までで、小作料金は〇〇円。譲受人は〇〇さん、池野自治会の方でございます。続いて 203 番、譲渡人が〇〇さん、南種子町の方でございます。申請地につきましては、田代川原字田代河 5,916 の 1、地目は田で地積が 2,438 ㎡、貸し付けに関しましては、令和 2 年 10 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金は〇〇円、譲受人は〇〇さん辺志切自治会の方でございます。31 ページに移っていただいて受付番号 204 番、譲渡人は〇〇さん下自治会の方でございます。申請地につきましては、田代川原字鎮守ヶ迫 5,931 番地、地目は畑で、地積が 2,197 ㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 10 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日までとなっております、小作料金は〇〇円、譲受人は、〇〇さんでございます。続いて、205 番から 207 番について説明をいたします。譲渡人が〇〇さん、大阪の方でございます。申請地の詳細についてはお目通しいただきたいと思っております。3 筆合わせて 2,199 ㎡となっております。貸付につきましては、令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっ</p>

	ておりまして、2筆目のほうが小作料金〇〇円、3筆目のほうは〇〇円と設定されておるようです。譲受人につきましては〇〇さん、上原自治会の方でございます。以上です。
○会長	ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号 201 番については鳥越委員のかわりに本釜委員報告をお願いいたします。
○本釜委員	201 番について報告いたします。借り人の切通さんは、ネギ・スナップエンドウ・キャベツなど多彩な野菜を作っております。切通さんは認定農業者でもあり、圃場もきれいにされており、何ら問題ないと考えます。審議のほうよろしくをお願いいたします。
○会長	ありがとうございました。続いて受付番号 202 番について元丸委員の報告をお願いいたします。報告します。
○元丸委員	〇〇さんが高齢のために農業ができないということで〇〇さんに、相談しましたところ、引き受けていただきました。1筆で4,971㎡となっておりますが、これは3枚になっております。場所的にも余りいいところではありませんでしたが、〇〇さんをお願いして、〇〇さんは、認定農業者でもあり、農地の管理もよくできておりますのでなんら問題ないと思います。よろしく申し上げます。
○会長	ありがとうございました。続いて、受付番号 203 番から 207 番について、貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	報告いたします。203 番と 204 番の借り人の〇〇さんですが、今耕作されている農地の道路を挟んで隣接となっておりますので、今回の契約をしていただきました。〇〇さんは錦江町の定める要件をクリアしていると思われるので何も問題はないかと思えます。それから 205 番から 207 番の〇〇さんですが、この人も隣接地に水田を耕作されておりましたので、これもお願いして、今回の契約を結んでいただいたところでございます。〇〇さんも錦江町の定める要件はクリアしていると思われるので、何ら問題はないと思います。以上です。
○会長	ありがとうございました。ただいま 3 名の委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第 27 号のうち、受付番号 201 番から 207 番について採決いたします。お諮りします。議案第 27 号のうち、受付番号 201 番から 207 番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 27 号のうち受付番号 201 番から 207 番については原案のとおり決定しました。次に、議案第 27 号

	<p>のうち、受付番号 208 番から 217 番を審議いたします。受付番号 208 番から 217 番までの説明をお願いいたします。</p>
<p>○事務局長</p>	<p>208 番と 209 番について説明をさせていただきます。譲渡人は〇〇さん、馬場自治会の方でございます。申請地が 2 筆ございますのでお目通し願いたいと思います。2 筆合わせて 16,335 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までとなっております。小作料金は〇〇円、譲受人は〇〇さん、同じく馬場自治会の方でございます。続いて 210 番と 211 番についてですけれども、譲渡人が〇〇さん、鳥井戸自治会の方でございます。2 筆ございますので、お目通し願いまして、2 筆合わせて 4,074 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 9 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金については物納でございます。譲受人は〇〇さん、瀬戸山自治会の方でございます。続いて 212 番ですけれども譲渡人が〇〇さん、中園自治会の方です。申請地につきましては城元字集り 1,359 の 2、地目が田で地積が 1,887 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 9 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金は〇〇円で、譲受人は〇〇さんでございます。213 番、譲渡人が〇〇さん、鳥浜自治会の方でございます。申請地につきましては馬場字天松院ノ下 1,958 の 1、地目は田、地積が 899 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 9 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金については御覧のとおり物納でございます。譲受人は〇〇さんでございます。32 ページに移っていただいて、214 番、譲渡人が〇〇さん、木場自治会の方でございます。申請地につきましては馬場字木場ノ上 919 の 1、地目が田、地積が 2,389 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 9 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金が〇〇円となっております。譲受人は〇〇さんでございます。続いて 215 番、譲渡人が〇〇さん塩屋自治会の方でございます。申請地につきましては、城元字中鳥井 1,246 の 1 地目は田で 1,910 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 9 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金は〇〇円。譲受人は〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。続いて 216 番と 217 番ですけれども、譲渡人は〇〇さん、段中野自治会の方でございます。申請地は 2 筆ございますのでお目通し願いたいと思います。2 筆合わせて 6,877 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましては、それぞれ〇〇円、〇〇円という設定がされております。譲受人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。以上です。</p>
<p>○会長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号 208 番と 209 番につ</p>

	いて、鍋委員報告をお願いいたします。
○鍋委員	報告します。この案件は〇〇さんと〇〇さん、親子関係になります。今回の案件は、農業者年金受給のためのものでなんら問題はないと思います。
○会長	ありがとうございました。続いて、受付番号 210 番から 215 番について、本釜委員報告をお願いいたします。
○本釜委員	215 番を報告いたします。この物件は新規であります、借り人の〇〇さんと〇〇さんともに以前から借りられており、今回交付金申請のため利用権設定をされたところです。〇〇さん〇〇さんともに、草払い等もきれいにされており、何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。
○会長	ありがとうございました。続いて受付番号 216 番から 217 番について、安水委員の報告をお願いいたします。はい。
○安水委員	受付番号 216 番・217 番の〇〇さんは、甘藷をはじめとする野菜を耕作されており圃場内も、圃場の周りもきれいにされており、何ら問題はないと思います。
○会長	ありがとうございました。ただいま、3名の委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
	質疑なしと認めます。これから議案第 27 号のうち、受付番号 208 番から 217 番について採決いたします。お諮りします。議案第 27 号のうち、受付番号 208 番から 217 番については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 27 号のうち、受付番号 208 番から 217 番については、原案のとおり決定しました。次に、議案第 27 号のうち、218 番から 246 番について審議いたします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは 218 番と 219 番について説明をいたします。譲渡人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。2筆ございますので申請地につきましてはお目通し願ひまして、2筆合わせて 6,321 m <sup>2</sup> となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 10 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましては 2筆合わせて〇〇円譲受人は、〇〇さん、宿利原自治会の方でございます。続いて、220 番と 221 番ですが、譲渡人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。2筆ございますので、申請地のほうはお目通し願ひまして、その 2筆で合計面積が 3,169 m <sup>2</sup> となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 10 月 1 日から令和 8

年12月14日までとなっております。小作料金につきましてはそれぞれ〇〇円と〇〇円という設定となっております。譲受人のほうは〇〇さん、令和自治会でございます。続いて222番ですが、譲渡人が〇〇さん、令和自治会の方でございます。申請地につきましては神川字大尾5,755の3、畑で3,190㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和2年10月1日から令和8年12月14日までとなっております、小作料金が〇〇円、譲受人は〇〇さんでございます。33ページに移りまして223番から225番まで3筆ですが、譲渡人が〇〇さん、令和自治会の方でございます。申請地につきましてはお目通し願いたいと思います。3筆合わせて13,261㎡、貸付に関しましては令和2年10月1日から令和8年12月14日まで、小作料金は〇〇円ということでございます。譲受人には〇〇さんでございます。続いて226番から231番を説明させていただきます。譲渡人には〇〇さん、鹿屋市の方でございます。6筆ございますので詳細はお目通し願いまして、あわせて、13,257㎡となっております。貸付に関しましては二つに分かれております。開始年月日は令和2年10月1日からでございます。6筆のうち、上3筆が、終了年月日は令和5年の12月14日まで、小作料金が〇〇円となっております。下のほうの3筆のほうは、貸付の終了年月日が令和8年12月14日まで、小作料金につきましては、それぞれ〇〇円、〇〇円、〇〇円というふうに設定されております。譲受人には〇〇さんです。232番の説明をさせていただきます。譲渡人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては神川字大尾5,755の7、畑で1,655㎡、貸付に関しましては令和2年10月1日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、譲受人は〇〇さんでございます。続いて233番、譲渡人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては神川字大尾5,759の5、畑で3,180㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年10月1日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円となっております。譲受人には同じく〇〇さんとなっております。34ページを御覧いただきたいと思います。受付番号234番でございます。譲渡人が〇〇さん、大阪府の方でございます。申請地につきましては神川字榎枝5,749の8、畑で2,923㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和2年10月1日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、譲受人は〇〇さんでございます。続いて235番。譲渡人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては神川字七曲5,741の9、畑で2,424㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和2年10月1日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円で、譲受人は〇〇さんでございます。続いて236番、譲渡人が〇〇さん、才原自治会の方でございます。申請地につきましては、神川字北赤迫5,735の13、畑で1,677㎡、貸し付けに関しましては、令和2年10月1日から令和8年12月14日ま

	<p>で、小作料金が〇〇円、譲受人は〇〇さんでございます。続いて 237 番から 240 番でございますが、譲渡人は〇〇さん、神奈川の方でございます。4 筆でございます、詳細はお目通し願いまして、4 筆合わせて 9,269 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 10 月 1 日から令和 8 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましてはそれぞれ、〇〇円、〇〇円、〇〇円、〇〇円というふうになっております。譲受人は〇〇さんでございます。続いて 241 番ですけれども、譲渡人が〇〇さん、重岳自治会の方でございます。申請地につきましては、田代麓字内ノ牧 5,138 の 285、畑で 3,000 m<sup>2</sup>、貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、譲受人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。続いて 242 番、譲渡人が〇〇さん、大原自治会の方でございます。申請地につきましては田代麓字荒田原 4,579 の 2、畑で 1,682 m<sup>2</sup>、貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、譲受人は〇〇さん、大原自治会の方でございます。続いて 243 番と 244 番ですけれども、譲渡人が〇〇さん、辺志切自治会の方でございます。詳細はお目通しいただきまして、2 筆合わせて 4,599 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までで、小作料金がそれぞれ〇〇円と〇〇円となっております。譲受人は〇〇でございます。35 ページのほうに移っていただいて 245 番譲渡人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地につきましては田代川原字宮前 354 の 1、田で 903 m<sup>2</sup>、貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は御覧のとおり物納でございます。譲受人は〇〇さん、鶴園自治会の方でございます。最後に 246 番、譲渡人が〇〇さん、鶴園自治会の方でございます。申請地につきましては、田代川原字馬庭原 535 番地、田で 786 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までで、小作料金は〇〇円ということで譲受人は〇〇さんとなっております。説明は以上です。</p>
<p>○会長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号 218 番から 240 番について竹原推進委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>○竹原推進委員</p>	<p>218 番と 219 番の〇〇さんですが、今回の高収益関係の補助金申請により利用権を設定するもので、問題はないかと思えます。220 番から 240 番まで借り人の〇〇さんが以前から借りていた畑ですが、高収益関係の申請のために利用権を設定するもので何ら問題はないと思えます。</p>
<p>○会長</p>	<p>ありがとうございます。続いて、受付番号 241 番と 242 番について、横原推進委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>○横原推進委員</p>	<p>報告をいたします。241 番と 242 番は、前から相対で契約をされていまして、今回正式に利用権設定をしたいということで申し出がありまして、</p>



	<p>契約が整ったところでございます。〇〇さんも、ちゃんと管理もされていますし、〇〇さんもされているようです。貸し人のほうも何ら問題はございませんでしたので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。続いて受付番号 243 番から 246 番について、弓指推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○弓指推進委員	<p>243 番と 244 番は〇〇さんが、もう年な為、農業をやめたいということで〇〇さんをお願いして借りてもらったということです。245 番の〇〇さんと〇〇さんは、今までどおりずっと継続ということです。〇〇さんの 246 番は、親子ですので何ら問題ないと思います。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。ただいま 3 名の委員から報告ありましたが、質疑ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>質疑なしと認めます。これから議案第 27 号のうち、受付番号 218 番から 246 番について採決いたします。お諮りします。議案第 27 号のうち、受付番号 218 番から、246 番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>無し、と認めます。したがいまして議案第 27 号のうち受付番号 218 番から 246 番については、原案通り決定しました。次に、議案第 27 号のうち、247 番を審議いたしますが、農業委員会に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため、譲渡人、譲受人の関係である私は退席をいたします。議長は、鈴代理をお願いいたします。</p>
○鈴代理	<p>会長に代わり議長として審議を進めてまいりたいと思います。議案第 27 号のうち、受付番号 247 番について審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>それでは 247 番について説明をいたします。譲渡人のほうは〇〇さん、宿利原自治会の方でございます。申請地につきましては、神川字木道平 7,502 の 3、畑で 1,350 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましては〇〇円。譲受人が〇〇さんとなっております。以上です。</p>
○鈴代理	<p>ただいま事務局から、説明がありましたが、担当の宿利原委員に報告をお願いします。</p>
○宿利原進委員	<p>はい。247 番の借り人の〇〇さんは、皆さんご承知のとおり、会長です。何も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>

○鈴代理	ありがとうございました。宿利原委員から、ただいま報告がございましたが、質疑はございませんか。
○委員	無し
○鈴代理	質疑なしと認めます。これから議案第 27 号のうち受付番号 247 番について採決いたします。お諮りします。議案第 27 号のうち、受付番号 247 番については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号のうち、受付番号 247 番については、原案のとおり、決定いたしました。ここで退席した会長の入室を認めます。それでは、議長を会長と交代させていただきます。
○会長	続いて議案第 27 号のうち、受付番号 248 番から 251 番までを議題としますが、農業委員会に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため、譲渡人譲受人の関係である〇〇委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	では 248 番と 249 番の説明をさせていただきます。譲渡人は〇〇さん、愛知県の方でございます。申請地につきましては 2 筆でございます。お目通し願いまして、2 筆の合計が 7,000 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましてはそれぞれ〇〇円、〇〇円と設定されております。譲受人は〇〇さんでございます。続いて 250 番ですが譲渡人が〇〇さん、申請地につきましては神川字高山 5,786 の 3、畑で 6,586 ㎡、貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までで、小作料金が〇〇円となっております。譲受人は〇〇さんでございます。続いて 251 番、譲渡人は〇〇さん、申請地につきましては、神川字高山 5,785 の 2、畑で 2,475 ㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 10 月 1 日から、令和 7 年 12 月 14 日までで、小作料金が〇〇円、譲受人は〇〇さんでございます。以上です。
○会長	ただいま事務局から説明がありましたが、宿利原委員の報告をお願いいたします。
○宿利原委員	248 番から 251 番までの借り人の〇〇さんは、甘藷を中心に耕作されておりまして、また適正化推進委員でございまして、何も問題ないと思しますのでよろしく申し上げます。以上です。
○会長	ただいま宿利原委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し

○会長	質疑なしと認めます。これから議案第 27 号のうち、受付番号 248 番から 251 番について採決をいたします。お諮りします。議案第 27 号のうち、受付番号 248 番から、251 番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがいまして議案第 27 号のうち、受付番号 248 番から 251 番については、原案のとおり決定しました。ここで退席した○○委員の入室を認めます。続きまして議案第 27 号のうち、受付番号 252 番について審議いたしますが、農業委員会に関する法律第 31 条の、議事参与の制限により公平な審議を行うため、譲渡人、譲受人の関係者である○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	それでは説明をさせていただきます。252 番でございますが、譲渡人は○○さん、南種子町の方でございます。申請地につきましては、田代川原字平石前 157 番地、田で 1,511 m <sup>2</sup> でございます。貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっており、小作料金につきましては御覧のとおり物納でございます。譲受人は、○○さんでございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、弓指推進委員の報告をお願いいたします。
○弓指委員	252 番の○○さんは農業委員もあります。今まで耕作されております。何ら問題ないと思います。
○会長	ありがとうございました。ただいま弓指推進委員の報告がありましたが質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第 27 号のうち、受付番号 252 番について採決をいたします。お諮りします。議案第 27 号のうち受付番号 252 番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがいまして議案第 27 号のうち、受付番号 252 番については原案のとおり決定しました。ここで退席した○○委員の入室を認めます。続いて、議案第 27 号のうち受付番号 253 番から 257 番について審議いたします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは 253 番から 255 番についてですけれども、譲渡人は○○さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては 3 筆ございます。お目通しをお願いしたいと思います。3 筆合わせた合計が 12,691 m <sup>2</sup> となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 30 日までとなっております。小作料金のほうもお目通し願います。譲

	<p>受人のほうは県の振興公社でございます。続いて 36 ページに移っていたきまして、256 番ですけれども譲渡人が〇〇さん、山下自治会の方でございます。申請地のほうが田代麓上川原迫 1,305 番地、畑で 641 m<sup>2</sup>となっております。貸付に関しましては、令和 2 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで、小作料金が〇〇円、譲受人は県の振興公社でございます。最後に 257 番、〇〇さんが譲渡人でございます。申請地につきましては、田代麓大字上川原迫 1,306 の 2、畑で 894 m<sup>2</sup>。貸付に関しましては令和 2 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までで、小作料金が〇〇円。譲受人は、県の振興公社となっております。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○事務局長	<p>今の分の再配分については A 3 の紙をごらんいただければと思います。あくまでも計画再配分の計画、だと思しますので、</p>
○事務局	<p>お茶です。八久保と渋木の方は成園だと思います。東道原二のほうについては、数年前に多分植えられたのではないかと思います。お茶を植栽されてるからです。</p>
○折小野推進委員	<p>場所は、ほとんど同じ場所なんですけど。小作料の値段が、〇〇さんのほうは、面積が大きくて料金が少ないとなってるんですけど。場所は全く同じところですよ。</p>
○事務局長	<p>すいません、確かに言われてみると確かに大分違うとなっておりますが、預かった資料ではですね、こんな設定がしてありますので多分、本人の意向とか、いろんな要因があるのではないかと思います、今のところ、この金額で間違いはないんです。</p>
○会長	<p>ほかにありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認めます。したがって議案第 27 号のうち、受付番号 253 番から 257 番については原案のとおり決定しました。以上で令和 2 年 9 月、錦江町農業委員会定例総会の事項の協議を終了いたします。</p>
○事務局長	<p>姿勢を正してください。一同礼</p>

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

4 番

6 番

議事録調整者 落司 毅